



気 監 第 3 1 7 号

令和 5年 2月 17日

気仙沼市長 菅 原 茂 様

気仙沼市監査委員 生 駒 利 夫

気仙沼市監査委員 村 上 佳 市

定期監査の結果について（通知）

地方自治法第199条第4項の規定により令和3年度分に係る定期監査を行ったので、同条第9項の規定によりその結果を次のとおり報告します。

ガス上下水道部

令和4年度 定期監査結果報告  
(ガス上下水道部)

次の監査を気仙沼市監査基準(令和2年監査委員告示第3号)に従って実施した。

1 監査の種類

定期監査

2 監査の対象

ガス上下水道部 管理課, 工務課, 浄水課, ガス課及び下水道課に係る令和3年度分の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- (2) 事業の管理又は事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか。
- (3) 事務の執行は法令に基づいて適正に行われているか。

4 監査の主な実施内容

令和3年度に執行された事務事業について, 関係書類を調査するとともに, 担当職員から説明を聴取するなどの方法により実施した。

5 監査の実施場所及び実施日

実施部署	実施場所	実施日
管理課	水道事務所	令和4年7月25日
工務課		
浄水課		
下水道課		
ガス課	ガス課	令和4年7月25日

## 6 監査の結果

令和3年度の財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行は、おおむね適正に執行しているものと認められた。

なお、以下、是正や改善等が必要と思われるものを指導注意事項、検討していただきたいものを意見としてまとめたので、留意のうえ事務を執行されたい。

### (指導注意事項)

水道事業における長期継続契約で締結した業務委託の中で、条例等で定める長期継続契約を可能とする契約に該当しないものがあつた。今後は、例規を十分確認のうえ契約事務を遂行されたい。

### (意見)

ガス課の職員構成について、技術職員の経験年数が極端に長い職員と短い職員に分かれているとともに、年齢が全員40代以降で技術の承継が課題とのことであつた。ガス事業は市民生活にとって重要なライフラインであり、確実で安定した供給が求められるところであり、職員間での技術承継を図っていくほか、計画的な人事配置等について、人事課との協議を進めてもらいたい。